



使用許可申請について

使用資格

●一般墓地・芝生墓地

祭祀を主宰すべき者又は自己のために使用する者であり、原則として名取市内に1年以上住所を有しているもの（市外の方や1年未満の方については個別にご相談ください。）

●被災者等墓地（※詳しくは、環境共創課にお問い合わせください。）

- (1) 震災により死亡した者の遺族であって、現に当該死亡した者の焼骨を有し、かつ市内に新規に墳墓を設けるもの。
- (2) 市内に所在する共同墓地等に墳墓を有していた者で、震災の津波により当該墳墓が損壊したもの。
- (3) 震災により市内に避難している者であって、現に焼骨を有し、かつ市内に新規に墳墓を設けるもの。

●申込方法

申込方法や、募集については、名取市広報及びホームページをご覧ください。

名取市墓地公園案内図



●墓地公園へのアクセス

- ・JR名取駅から車で約12分（6.2km）
- ・仙台空港アクセス線 美田園駅から徒歩で約20分（1.5km）
- ・車でお越しの際は、墓地公園西側の道路は道幅が狭いので、ご注意ください。

お問い合わせ先

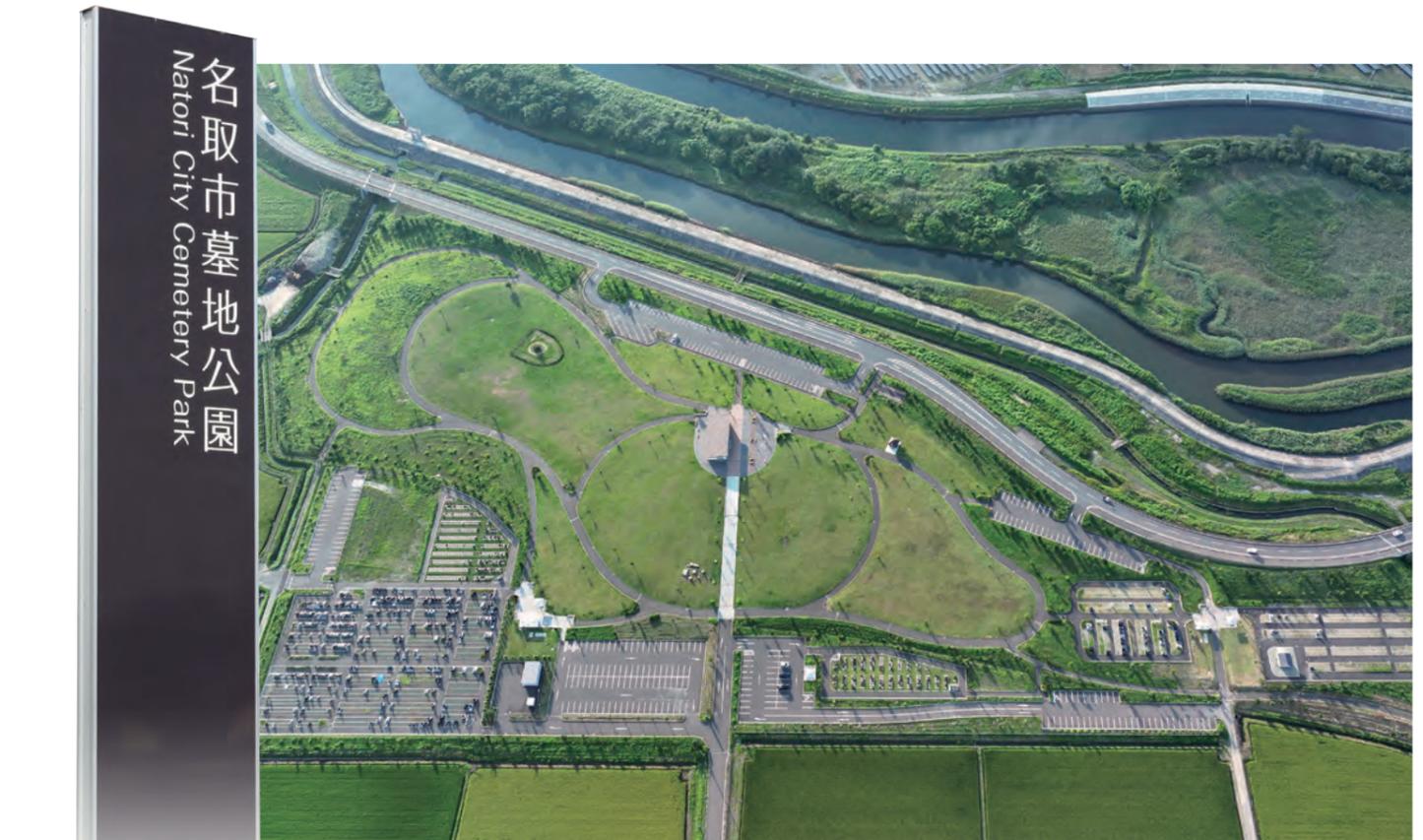
名取市生活経済部環境共創課

〒981-1292 名取市増田字柳田80番地
☎022(724)7160

名取市墓地公園管理棟

〒981-1212 名取市小塚原字中島2番地の1
☎022(385)3633(受付時間8:30~17:00)

名取市墓地公園のご案内



南側から関上地区を望む



北側から美田園地区中心部を望む